

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目 次

- 1 . 労働基準法 - 1 (第 1 条・第 2 条)
- 2 . エネルギー・温暖化対策に関する支援制度(国) - 福岡 井澤わかな
- 3 . España(スペイン)紀行 - 5 (アンダルシア編: Plus Ultra!)
広島 竹岡秀生
- 4 . ケラメイコス ~小さな人形 - 2
- 5 . 本の紹介 帝国を魅せる剣闘士~血と汗のローマ社会史
本村凌二 著
- 6 . 今月の言葉

労働基準法 - 1 (第 1 条・第 2 条)

外国人技能実習生を中心として

一昨年来外国人の問題は止めて本業に集中しようと思いつつも問題が発生し、ズルズルと今日まで来てしまいました。昨年は、中国人留学生の解雇の問題からフィリピン人技能実習生の問題が連続して起こり裁判と労働審判の二つが進行し、後一つ裁判に進む案件があります。それも私たちのところに相談に来た技能実習生を深夜まで脅して交渉当日本人たちを連れてきて「相談は取り下げる。」といわせた I I S 協同組合を中心としたものでした。裁判は初めての経験であり、また直接弁護士さんを通じて相手方と交渉する形もできてきました。同時に「フィリピン人労働者を支援する会」も立ち上げ、若手の弁護士さんから常時支援を受ける体制もできましたが、財政的な基盤は脆弱であり、日常活動等で支援する人材の確保が進まないことは残念なことでした。個人的に支援する域を超えてきているため今年は極力相談を受けることを避けて、これまで経験した問題を通して幾つかのものを勉強していきたいと考えています

まず、労働基準法の第 1 条と第 2 条から見ていきます。

(労働条件の原則)

第 1 条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

(労働条件の決定)

第 2 条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

労働基準法を見ると単に最低基準の労働条件を定めているということだけではなく、道路交通法等と同じように違反すれば罰則が科される刑法であることを考える必要があります。しかし実際にはそうした面が機能しているとはいえません。上記の条文では、最低の労働条件を定め、労使ともに対等であることを強調しています。しかし労働組合のある大手企業では充足されても中小零細企業で省みられることも少なく、労働者はそれに従わなければ雇用の確保もままならない現実があります。問題を起こせば解雇になってしまいますので、解雇覚悟か、退職後の問題提起かしか道は残されておらず、しかも2年間の時効の問題を考え合わせると労働者の受ける損害には計り知れないものがあります。冒頭の規定は理念的なもので罰則規定は設けられていませんが、この規定違反としても罰則規定を設け、さらに道路交通法並みに労働基準法の罰則の適用をしなければ労働者保護は果たされず意味もないお飾りの規定としての存在価値しかありません。外国人労働者、特に、技術者等その人の能力を評価した在留資格でない限りはみじめな状況に置かれている現実があります。技能実習生は一応制度に守られていますが、同様の形で来日した日系人(注1)の場合には社会保険や労働保険の適用はされず、住民税や国民健康保険への加入なども知らず、おまけに日本語ができないことからそれらの滞納の問題が広範に存在しています。病気になると普段は自費診療で済ませていても、いったん大きな病気をして国民健康保険に加入すれば過去2年に遡った保険料が請求されてしまいます。本来は会社に参加義務がありますが、労働者と同額の保険料負担を逃れるため加入させていません。また技能実習生の場合同様アパート代、水道光熱費、その他わけのわからない控除を強いている現状もあります。昨年地元の中堅企業に年金事務所が立ち入り調査をし、外国人のみ加入が判明して過去2年に遡って加入手続きを行い、労働者に70万円近い請求を行ってきた会社がありました。また雇用保険にも加入していない例も多く、こうした会社の不正行為によって労働者が蒙る不利益には大きなものがあるといえます。会社は労働者を雇用しなければ成り立ちません。当然経費削減による努力で利益の増大を図ることは当然のことです。賃金を低く抑えたり、残業や休日出勤をなくすことは当然のことでしょう。社会保険の負担は大きなものといえますが雇用主の義務でありその違反に対して罰則規定は必要ではないのでしょうか。現在の状況では民法の規定で裁判に進まなければ労働者の権利が守れないというのは労働者にとって酷な気がします。特に日本語が読めず、ましてや日本の法律も知らない外国人労働者にとっては・・・。

余談ですが、労働基準法が刑法とはいっても労働基準監督署はこれをなかなか取上げてくれません。昨年も、労働条件通知書未交付と残業代未払い、解雇和国手当未払い等で告訴状を提出したところ裁判等に進むのなら保留するとの事がありました。裁判に進むと当然示談ということも出てきます。だからといってこうした労働基準法違反の事実が赦されるわけではありません。むしろ積極的にその事実を確認し、裁判の証拠となる措置が求められるべきだと思います。同じころ日本人の同様の問題で監督署に指導を依頼しましたが、残業代の未払いについては調査し、支払いをさせてくれました。当然罰則を与えるため送検されるべきでしょうが、支払えば終わりというのも変な話です。交通事故で示談が成立しても道路交通法の罰則を免れないのと同列に処理するのが普通ではないのでしょうか。

外国人技能実習生の問題については各条文に該当せず、家賃の問題等むしろ民法に関する問題がいろいろ出てきますが、そうすると裁判にしなければ解決は不可能となります。会社所有なり会社が借りているアパートの話ですから、雇用に関する問題として処理すべき問題ではないかといえます。通常であれば社宅としての福利厚生面の問題となります。しかし賃金回収の手段となっているこうした問題については当事者同士の契約の問題としてなかなか扱いにくい問題です。外国人技能実習生を受け入れる会社も住宅に多額な費用を費やしているからやむを得ないという話を聞いたこともありますが、この制度の主旨を無視した発言としかいえません。当然「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための

必要を充たすべきものでなければならない。」に大きく関係している部分といえます。そのためにも理念規定に終わらなくては困ってしまいます。私自身彼らを労働者として扱うことには問題があると考えています。技能実習生の問題から例を引いて進めていくためこの制度について簡単に説明しておきます。

技能実習生制度概略

技能実習生は3年間の日本での技術修得の目的を持って来日します。労働者として働きに来ているのではないため在留資格も「研修」とされていましたが、一昨年の7月に入管法の改正により新たに作られた「技能実習」という在留資格を適用されることになりました。これによって、これまで1年間は研修生として毎月7万円前後の研修手当を支給され、2年目から労働者として研修に従事していた形から、来日して1~2か月程度の座学期間が済めばすぐに労働者として扱われることになりました。理由としては、研修期間中残業が認められないにも拘らず常態として一般の労働者と同列に扱われて残業させながらも残業代が支払われないか低額な手当しか支給されないこと、また労災の適用もないということから問題が頻発したことの是正といえます。しかしこの制度の実態(注2)はともかく、本来この制度の趣旨である日本の進んだ技術を発展途上国に移転するための制度としての機能に見合った法律関係の見直しを必要としながらも、安易に労働者として扱おうとしたところに大きな問題があるといえます。たちまちは、残業代請求の2年間の時効の問題があります。また雇用保険や社会保険の問題等もあります。日本の現状を考えればこの制度を廃止ではなく拡充していく必要があるのは事実ですから法律関係の適用方法を修正していく必要があるといえます。

現代の奴隷制度

この制度は現代の奴隷制度であり廃止すべきであるとの話をよく聞きます。そうした面を見ておきます。本人の意思に反して帰国させられる問題があります。彼らには研修職種の変更が認められないため、会社が倒産したり、JITCOの調査で研修外活動と認定され移籍先が見付からなければ帰国させられてしまいます。また残業代未払問題の提起等会社に不都合な行為をする人たちや労災事故にあった人たちも同様の憂き目に会います。こうした人たちのうち支援者側に連絡をとり、保護してもらうことがあります。そうすると送出し機関や家族から会社に戻るよとの電話が掛かってきたり、ユニオンは金儲けのためにあなたを食い物にしているとのメールが届いたりします。こうした背景には、送出し機関と日本での受入機関である協同組合は、毎月送り込んだ会社から一人当たり3万から5万円の管理費を取っているということがあります。派遣会社と同じですが、悪いのは相手が一方的に弱い立場にある外国人であるため問題が発生しないようこうした取扱をしていることにあります。また携帯所持の禁止、教会に行っては行けないなど。教会に行っては行けないでは、ミサに来たフィリピン人技能実習生に社長から電話があり、教会にいると話すと、直ぐ帰るよとの指示があり、私の目の前で飛んで帰ったこともありました。鎖にこそつながれて居なくても精神的にかなりキツイ状況に置かれていることこそ現代の奴隷制といっても過言ではないといえます

(注1) 日系人の場合、親戚や友人を頼って来日する場合と母国の送出し斡旋機関を通じて日本の派遣会社に就職するものがあり後者の場合、来日費用を借金しており技能実習生制度という枠組に守られているわけでもなく大きな問題を抱えています。技能実習生と違う点は、転職の自由があることで、農業に従事している例では1件の家に15名前後押し込められ、1日14時間働かされ、夜の仕事は内職扱いとして残業代が支払われていませんでした。しかも1年以内に大半の人が知合いを頼って出て行っているとのこと。

(注2) この制度は、技能実習生にとっては出稼ぎであり、第一時受入機関にとっては金儲けの手段であり、第二時受入機関の会社にとっては安価な労働力を得ることができる制度で当事者の目的は一致しています。ただ違う点は、技能実習生は労働者としての権利が保障されていると考えていても、受入機関は、問題を起こしたり、思うとおりにならなければ強制帰国させればいよいよアパート代や水道光熱費等で賃金を回収できる便利のいい存在としての認識でしかありません。一方、行政は日本経済の空洞化を埋めるための制度としての実態を黙認したうえで建前論に終始しています。

エネルギー・温暖化対策に関する支援制度（国） -

福岡 宇都宮法律事務所 井澤 わかな

新年明けましておめでとうございます、福岡の井澤です。皆様にとってより良い一年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

さて、今回は「住宅エコポイントの再開」についてです。第3次補正予算案を受けて再開が決まりました。従前の制度との違いなどを簡単に取り上げます。

1. ポイント数について

再開にあたっての目的に「被災地復興支援」も掲げているため、エコ住宅の新築のポイントは、被災地とそれ以外の地域で2倍差となっています(30万と15万)。

ただ、新築での太陽熱利用システム設置への2万ポイント加算は、地域差もなく、従前と同様です。

また、リフォームについても地域差は設けられておらず、工事内容に応じて2千から10万のポイント(上限30万)が付与される形が維持されています。

2. ポイント付与の対象リフォーム工事

窓の改修工事、外壁・屋根又は床の改修工事で、それに併せてバリアフリーや省エネ住宅設備 1 の工事を行った場合はポイントが加算されるというリフォーム工事のポイントの基本的な枠組みは同じです。

変更点としては、耐震改修工事、リフォーム瑕疵保険加入がポイント加算の対象となりました。

本来リフォームには30万というポイント上限があるのですが、耐震改修工事の加算ポイントはその上限枠に組み込まれず、別途付与されるというのが特徴的です。

3. ポイント交換対象商品

「環境」「被災地支援」に重点が置かれているため、新たに被災地の産品・製品、被災地の商品券等が交換対象商品に加わりました。

省エネ・環境配慮商品、環境寄付、被災地への義捐金・寄付、追加工事への即時交換は従前と同じく交換対象商品となっていますが、全国型の商品券や被災地以外の地域産品への交換などは無くなっています。

4. 工事対象期間(着工又は工事着手)

新築は平成23年10月21日から平成24年10月31日、リフォームは平成23年11月21日から平成24年10月31日です。

5. ポイント発行申請期間

平成24年1月25日受付開始予定となっています。終了期間 2 は戸建と共同住宅でも異なりますし、新築とリフォームでも異なりますので、注意が必要です。

1 太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽のことを指します。

2 ポイント発行申請期間(平成24年1月25日受付開始予定～)

新築戸建：～平成25年4月30日

新築共同住宅等(階数10階以下)：～平成25年10月31日

新築共同住宅等(階数11階以上)：～平成26年10月31日

リフォーム：～平成25年1月31日(但し、共同住宅等に耐震改修まで行う場合は、新築の共同住宅等と同じ申請期間となります)

井澤さんのバックナンバ - は下記の水 - ムペ - ジで読むことができます。

福岡 井澤わかな(URL <http://www.geocities.jp/monzenroom/>)

(CFP(日本FP協会認定)・福祉住環境コーディネーター2級・法律事務所事務員(宇都宮法律事務所 092-734-0545))

CFP過去問メルマガ。 <http://blog.mag2.com/m/log/0000170579>

スペイン紀行.5

(アンダルシア編：セビーリャ・ヒラルダの塔とカテドラル)

東雲クリニック 竹岡秀生

前号までのあらすじ(現在の状況??):

皆様、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。本年も紀行文(スペイン紀行)といきたいところですが、マドリッド発コルドバへ向う新幹線 AVE の中で、突如現れた“魔性の悪女カルメン”に紀行文を奪われてしまいました。彼女はコルドバ~セビーリャでも紀行文を放しません。状況としては・皆さんもカラオケで「いったんマイクを握ったら放さない人」を見たことがあると思いますが、それに近い感じです。

Hola!! :

皆さま、謹賀新年です!! すっかりお馴染みになった“魔性の悪女カルメン”です。

本年も“美しい魔性”の私と、いつも小難しい顔で“ブツブツ言い”の竹岡さんとの「凸凹(デコボコ)コンビ」で紀行文をお届けしますね!!

竹岡さん、何か言いたいことが?・「別にコンビを組んだ覚えはない!」ですって? まあそこ辺は寛容さが大切よ。

ヒラルダの塔とカテドラル:(写真1・2・3)



ヒラルダの塔は、外壁模様から分かるように、もとはイスラム・モスクのミナレット。セビーリャのシンボルです。先端にコンスタンティン大帝旗を持った女性像の風見があるので「ヒラルダの塔」と呼ばれます。方向オンチの竹岡さんが迷子になっても、私が塔の上から捜してあげるし、騎馬警官もいるから大丈夫よ!

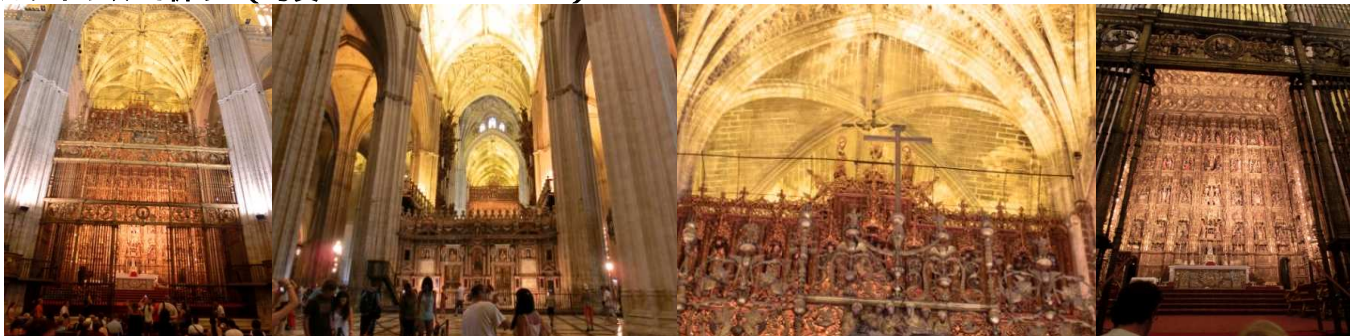
1356年、震災がセビーリャを襲

った時に「聖フスタと聖ルフィーナ」が現れて、この塔を支えて「倒壊」から防いだと言われています。他の建物は倒壊しましたが、跡地に巨大なカテドラルを造ろうという気運から、その建設が始まったそうです。カソリックの本山・パチカンのサン・ピエトロ大聖堂、イギリス国教会のセント・ポール大聖堂に次ぐ規模を誇っています。



横で竹岡さんが何やらブツブツ言っています。なにに? 「聖フスタと聖ルフィーナ」を扱ったムリーヨの絵画が東京の国立西洋美術館にある」ですって? ふんふん、なるほど「今、国立西洋美術館でゴヤ展が開催されていて、ゴヤの同じテーマの絵も来日している」ですって? じゃあ、今回はその話を聞きましょう。(<http://www.goya2011.com/outline/index.html>)

カテドラルで祈り:(写真4・5・6・7・8・9)





新年を迎えたので（本当は夏のセビーリャ紀行文ですけどね(^_^;)）、カテドラルでお祈りしよう。私もお祈りしますね。「世界の人々が苦難を乗り越えて、喜びを得られますように…」カテドラルにはパイプオルガンがありますよ。壮大でしょう。

コロンブスのお墓:(写真10)



さて、カテドラルにはコロンブスのお墓があります。彼の御遺体はドミニカ、キューバさらに西米戦争を経てセビーリャに移され、本当にコロンブスなのか？という議論もありましたが、DNA鑑定で本物と証明されたいです。新大陸発見は、恐らく当時のヨーロッパの人々にとっては、後世の人類の月着陸よりインパクトが強い出来事だったと思います。それまでの経済や社会体制、宗教観や世界観まで変革させる要因の一つになったと感じられるからです。もちろん、征服による犠牲にも眼を向けなければならないと思います。先住の人々への略奪・暴虐の停止を訴えて、あのカルロス皇帝を動かしたラス・カサス司教は、スペインの良心だったと思います。

サン・アントニオ礼拝堂:(写真11)



ムリーリョの絵画、でも切って貼ったような線が見えませんか？ 絵の聖アントニオの部分が盗まれ、また見つけて戻ってきたって話です。

ここで礼拝すると失くした物が戻るかもよ。

もし竹岡さんが将来、私と“より”を戻したくなったらここに来ることね。飛去ってしまった「野の小鳥」が舞い戻って来てくれることも、無きにしも非ずよ。でも気まぐれな「野の小鳥」と「魔性の女」には、ご用心、ご用心よ。

ヒラルダの塔へ登る・Plus Ultra:(写真12・13)



ヒラルダの塔へ登ってみます。階段は無く馬でも登れる「螺旋廊下」です。頂上の天井は鐘楼ぬいんでいます。随分高い所に登りました。ところで、なぜ竹岡さんの顔が青ざめているのか？当ててみましょうか・私は占い術

の名人だから、いつも子難しい顔の竹岡さんは、実は相当な高所恐怖症だっていうことを、ちゃんと見抜いているのよ！！

高所恐怖症でない方は、セビーリャ市街を展望して下さい。

南側を見ると、真ん中の城壁の中はアルカサル(王城)、その先の遠方の塔が二つ見えるのが、前回行った

スペイン広場、右遠方はグアダルキビール川。

ジブラルタル海峡を越えて彼方。Plus Ultra。 内陸にあるこのセビーリャが新大陸との交易の玄関となったのは、このグアダルキビール川という立地条件があったからです。

そして、スペイン広場とグアダルキビール川に挟まれた場所は、メリメ先生の小説とビゼーのオペラ・・・そうです!! 私を有名人にした「カルメン」の舞台、旧タバコ工場があります。でも、ここからは見え難いですね。

西側には円形の闘牛場が見えますよ。

高所恐怖症の竹岡さんが「冷や汗」かいているので、塔を降りてリーリャス・パスティアで一休み。さっきの「ゴヤ展」の話しを聞かせてくれたら、私の踊り を見せてあげてもいいわよ。オッホホホ・・・(次々回に続く) という訳で、今回はゴヤ感想文です。

ケラメイコス

小さな人形 - 2

新しい年を迎えて少しは気持ちを改めようと思いつつも旧態然としたまま新しいコレクターアイテムを見つけてしまい、少しどうしようかと悩んでいます。その分だけ元気がなくなってきたのかもしれませんが・・・。新しいものとは勾玉ととんぼ玉です。



ヤフーのオークションで須恵器を検索するとそこに勾玉が上ってきています。勾玉のカテゴリーがないため新しいものは工芸品のガラス関係にでていますが、古い勾玉はここに出品されているから必ず目にするようになります。見ていると形にはいろいろあり、また制作された時代も縄文時代から古墳時代にわたっています。文献をと探して見当たらず関心を持たれることが少ないようです。見ているといろいろな形と材質があり見ても飽きないのですが、現代のものか古い時代のものかやきものと違って判断できません。一つの判断のよりどころとして穿孔された穴ぐらいしか思い当たりませんし、問題なしと思っても自分の思いをこえた額となるとなかなか難しいところがあります。

こうした私を「お前はアホか、おれを見習って手を合わせて祈れ。」とサルが横目で睨んでいます。「私は私でこいつは犬かサルかどっちだろう。」と眺めています。座禅を組んで、両手を併せて拝んでいるようにも見えるし、尻尾も長いのでやはり毛が三本少ない方かもしれません。両手を合わせていても上下にズレがあり、忍者の印の結び方、金剛界大日如来と同じ印相です。いずれにしても私よりは真剣さがある様子なので後ろめたさを感じざるをえません。このサルが来たとき、前号のガネーシャと笛吹より大きいので彼らを食べてしまうのではないかと考えていたらどうも真面目に二人に向かっておとなしくしながら一方では私をさげすんでいるようです。「お前みたいなひょっこが」と。確かに、私の方が生きてきた年数ははるかに短いのですが、ついつい「そのような雑念をもつお前もまだまだ修行が足りない。」と反論する私自身まだまだ至らないことを反省しながらも、「先日、出てきた宋赤絵の小さなお人形さんを、本気になって取ればよかったなあ。」と呟いている私がいます。

本の紹介

帝国を魅せる剣闘士～血と汗のローマ社会史

本村凌二 著 山川出版 2800 円

お正月のテレビ番組を見ていると古代文明や歴史をテーマにした長時間の番組が目につきます。こうしたものは普段でも時々特集があり、視聴者の関心の高さを物語っているといえます。私自身も例外でなく古代のギリシアに学生時代から関心を持ってきましたが、それは古い時代の輝きに対する憧れかもしれません。しかし一歩下がってみれば、私達が生きている今の時代以上にドロドロした世界の上に輝かしい文明が成立しています。民主制を完成したギリシアにしてもスパルタでは奴隷暗殺が成人への通過儀礼となっていました。こうした世界の上に私達があこがれる文明が築かれたことも忘れることは出来ません。数千、数万人の公衆の面前で命の遣り取りを楽しむという娯楽を提供したのが古代ローマ時代の剣闘士達でした。彼らも好きでこの職業に就いたのではなく奴隷の中から選抜された人たちでした。

この本は、第1部「ある剣闘士の手記」の翻訳と第2部「ローマ社会と剣闘士」からなり、第2部は、第1章で剣闘士競技の起源とローマ社会と見世物、第2章で剣闘士がどのように誕生し、どのように興行が行われたか、第3章で剣闘士競技への批判と終焉が扱われています。前4世紀から5世紀始めまで延々と剣闘士興行が行われたことは古代ローマ人にとって究極の楽しみであり、市民の不満の捌け口の場の提供でもあったのでしょう。

「ある剣闘士の手記」の一説に次のような言葉がありました。「当人たちには対戦相手が伝わってなくても、民衆はとっくに知っており、試合の成り行きをあれこれ予想しているわけだ。剣闘士には生死を賭けた戦いでも、見物人にはお金を賭ける見世物でしかないのだ。」これと同じような光景は形を変えて私たちの周りにいくつもあるような気がしますし、人間にとって切実な問題としてDNAに組み込まれているのかもしれない。

言葉

四弘誓願

衆生無辺誓願度	衆生は無辺なれども誓願して度せん
煩惱無尽誓願断	煩惱は無尽なれども誓願して断ぜん
法門無量誓願学	法門は無量なれども請願して学せん
仏道無上誓願成	仏道は無上なれども誓願して成ぜん

澤木興道著「禅談」P55

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

テニスサークル アレオパゴス会議

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk.2002.com/>

平成24年 1月 1日 発行